

三次市地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援 業務委託仕様書

1 業務名

三次市地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援業務

2 業務の目的

本業務は、環境省補助事業「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」（以下「環境省補助金」という。）を活用し、三次市の再生可能エネルギーに関する事業の実現性を調査及び検討し、2050年を見据えた地域における再生可能エネルギーの将来ビジョン、脱炭素社会に向けての構想を取りまとめ、三次市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における目標値の修正および本市の中期（2030年）及び長期（2050年）の再生可能エネルギーの導入目標を策定することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年1月12日（金）まで（予定）

4 業務内容

(1) 計画準備

業務着手後、速やかに業務の実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

(2) 国等の政策動向の整理

近年のSDGs等の世界的潮流を踏まえて、地域が抱える複数課題を同時解決に導く地域循環共生圏の形成につながる再生可能エネルギーの利用促進や、2050年カーボンニュートラル実現に向けた施策方針などについて、国や県の動向の整理を行う。

(3) 自然的・経済的・社会的条件の整理にかかる基礎資料の収集・整理

本市の自然的、経済的、社会的条件を把握するための基礎資料として、次の項目に関する資料の収集整理を行い、本市の現状について分析する。

【自然的条件】地勢概要、気象、植生等

【経済的条件】事業所、就業者数の状況、農業（販売農家、経営耕地面積、農業産出額）、工業、商業、水産業

【社会的条件】人口、土地利用、地域交通（公共交通を含む）、文化財、景観等

(4) 地域のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量の把握及び将来推計

経済産業省及び環境省等の統計情報を基に、地域のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量の現状について把握する。また、トレンド分析等により、BAU（取り組みを行わず、現状のまま推移した場合）における将来のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量について推計を行う（複数シナリオ）。

(5) 市民・事業者に対するアンケート調査実施

市民（1,500人）・事業者（200事業者）の再生可能エネルギー導入に関する意向調査を実施し、市民・事業者の意見を十分反映した事業スキームを検討する。

対象者（市民）の抽出、発送・返送に係る費用負担、発送・返送用の封筒は市が準備・負担するが、それ以外は受託者の負担とする。

(6) 地域の再生可能エネルギーポテンシャルの推計

経済産業省及び環境省等の統計情報を基に、地域の再生可能エネルギーポテンシャルについて推計を行う。

(7) 地域特性，課題の分析

上記(3)から(6)の結果を基に、地域特性，課題の分析を行う。

(8) 再生可能エネルギー導入にかかる将来像の検討

上記(7)の結果を踏まえ、本市の再生可能エネルギー導入に係る将来像を検討する。

(9) 脱炭素の達成へ向けたシナリオの検討

脱炭素と地域課題の解決の同時達成に向けたシナリオ作成と具体施策について検討を行う。また、複数案のシナリオに基づく温室効果ガスの推計を行う。

(10) 地域の再生可能エネルギー導入目標の設定

上記(3)から(9)の結果を踏まえ、地域の再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。導入目標は2050年を最終年度とし、2040年の中間目標、2030年の短期目標を設定する。

(11) 上位・関連計画の整理および目標値の修正

本市の上位・関連計画より、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入に関連する施策の整理・分類を行う。また、三次市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の二酸化炭素排出量削減に関する目標数値を修正する。

(12) 目標達成に向けた施策の検討

再生可能エネルギーの導入目標と地域課題の解決を同時に達成するための施策について検討を行う。現実的に実施可能な再生可能エネルギーによる事業の可能性を調査し、「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた具体的な課題解決型モデル事業（エリア，スキーム，コンソーシアムなどを含む）の検討を行う。

なお、モデル事業の検討にあたっては、庁内推進本部事務局（環境政策課）へ助言・資料提供等の支援を行う。

(13) 業務報告書の取りまとめ

上記(1)から(12)の結果を業務報告書として取りまとめる。

(14) 打ち合わせ・協議・支援

打ち合わせ・協議は初回，納品時のほか，必要に応じて適宜実施する。

庁内推進本部事務局（環境政策課）への支援は必要に応じて適宜実施する。

5 成果品

(1) 成果品は、次のとおりとする。（成果品の納品数は、①から④を各3部，①から

⑤のデータを格納した電子データ（CD-R）を1部とする。）

① 三次市地域脱炭素実現に向けた再エネ最大限導入計画（仮称）

② 三次市地域脱炭素実現に向けた再エネ最大限導入計画（仮称）（概要版）

③ 三次市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（修正版）

④ 業務報告書

⑤ その他関連資料（業務に用いた統計資料及び参考資料）

1) 成果品に関する著作権，著作隣接権，商標権，商品化権，意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は，三次市が保有するものとする。受注者は，自ら制作・作成した著作物に対し，いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

2) 成果品に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は，個々の著作権等に帰属するものとする。

3) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には，受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

6 その他

(1) 本業務は，環境省「令和4年度（第二次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の趣旨・公募要領・交付規定を厳守のうえ実施すること。

(2) 受注者は，本業務の目的や意図を十分に理解したうえで，仕様に基づいた計画を作成し，委託者と打ち合わせを行い，誠意をもって業務を遂行するものとする。

(3) 受注者は，本業務の遂行において市から資料の貸与を受ける必要がある場合は，市と協議のうえ貸与を受けること。なお，貸与を受けた場合は，業務終了後速やかに資料を返却すること。また，貸与を受けた資料を汚損等させた場合は，受注者の責任において復旧すること。

(4) 本業務の実施に関し，仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は，その都度市と協議を行い決定すること。